

●申込時に必要な書類

提出書類	住宅						購入	新築マンション	土地付の住宅購入(中古)	土地付の住宅購入	土地購入	在宅介護対応住宅貸付						
	新築			増改築等・修理														
	土地の所有関係			土地の所有関係														
	自己	借地	その他 ^{注4}	自己	その他													
貸付申込書 ^{注1}	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
給与支払明細書(写)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
借入状況等申告書 ^{注1}	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
借入状況及び毎月の償還状況が確認できる書類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
申立書兼同意書 ^{注1}	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
在宅介護対応住宅貸付申立書 ^{注1}												○						
附近見取図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
家屋平面図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○						
建築費見積書(写) ^{注2}	○	○	○	○	○							注5 ○						
賃貸借契約書		○																
売買契約(予約)書(写)						○	○	○	○	○	○							
建物の全部事項証明書(原本) (家屋登記簿謄本) ^{注3}				○	○	○		○				注6 △						
土地の全部事項証明書(原本) (土地登記簿謄本) ^{注3}	○		○			○		○	○	○		注6 △						
所有者の同意書		○	○		○													
家屋の写真				○	○													
申込人名義の預金通帳(写)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
団体信用生命保険事業加入申込書兼告知書	任意	任意	任意	任意	任意	任意	任意	任意	任意	任意	任意	任意						

※ 上記必要書類のほか、必要に応じて参考書類の提出を求める場合があります。また、申込時に提出された書類は返却いたしません。

※ 申込後の物件の変更、家屋の設計変更等が生じた場合は、資金交付前に変更届を共済組合に提出してください。

※ 新築と土地購入を別個に契約する場合は、「新築」及び「土地購入」の欄を参照して下さい。また、貸付申込書の申込理由欄は、2B「土地付住宅購入」に○印をしてください。

※ 住宅の建替え又は買替え、その他場合によって、家屋の取壊し(予定)証明書・売却願承認申請書・売買代金使途別内訳書・念書(二世帯構造住宅)・土地使用承諾書・残高(未払)証明書・家屋の増改築工事に関する同意書等が必要となりますので、共済組合にご相談ください。

注1 申込者自らが署名する場合、押印は必要ありません。また、貸付申込書の所属長確認欄について、所属長の押印は不要です。

注2 建築費見積書(写)は、工事請負業者又はその代表者の押印のあるものの写しに限ります。

注3 全部事項証明書(登記簿謄本)は、発行後3カ月以内のものです。

注4 新築の土地の所有関係で「その他」とは、借地契約をしていないもの、例えば、親の土地を無償貸与される場合等です。

注5 在宅介護対応住宅構造部分の見積書については、業者の作成する見積書又は差込みの在宅介護対応住宅部分見積書を提出してください。

注6 在宅介護対応住宅貸付欄の△は、提出の必要がない場合がありますので事前にご相談ください。

●貸付金の交付に必要な書類

提出書類	住宅						購入	新築マンション	土地付の住宅購入(中古)	土地付の住宅購入	土地購入	在宅介護対応住宅貸付						
	新築			増改築等・修理														
	土地の所有関係			土地の所有関係														
	自己	借地	その他	自己	その他													
建築確認通知書(写)	○	○	○	注1△	注1△	○			○			注6△						
印鑑登録証明書注2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	注3○						
貸付金借用証書注4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
工事請負契約書(写)	○	○	○	注5○	注5○							注3○						

※ 必要に応じて現地確認を行います。

※ 指定された期日までに貸付金借用証書等の書類の提出がない場合、貸付けの決定を取り消し、資金の交付を行いませんのでご注意ください。

注1 建築確認が不要な場合、提出する必要はありません。

注2 印鑑登録証明書は発行後3ヶ月以内のものに限ります。

注3 住宅貸付と在宅介護対応住宅貸付を同時に受ける場合、1通の提出で構いません。

注4 貸付金借用証書には実印での押印が必要です。

注5 増改築等・修理の場合、請負業者名の記載された注文書の提出でも構いません。

注6 在宅介護対応住宅貸付欄の△は、提出の必要がない場合がありますので事前にご相談ください。

●資金借受後提出書類

提出書類	住宅						購入	新築マンション	土地付の住宅購入(中古)	土地付の住宅購入	土地購入	在宅介護対応住宅貸付						
	新築			増改築等・修理														
	土地の所有関係			土地の所有関係														
	自己	借地	その他	自己	その他													
工事等完了届	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
建築完了届											○							
工事等完了後の写真	○	○	○	○	○	○				○		○						
建物の全部事項証明書(原本) (家屋登記簿謄本)	○	○	○	注2△	注2△	○	○	○	○	○	○	注4○						
土地の全部事項証明書(原本) (土地登記簿謄本)									○	○	○							
住民票(原本)注1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
領収書				注3△	注3△							注5△						

※ 必要に応じて現地確認を行います。

※ 現住宅の建替えの場合には、建物の閉鎖事項証明書(滅失登記簿謄本)が必要になります。

注1 住民票にマイナンバーの記載は不要です。

注2 改築、修理及び10m²未満の増築の場合、借受後に建物の全部事項証明書(家屋登記簿謄本)を提出する必要はありません。

注3 10m²以上の増築の場合、領収書を提出する必要はありません。

注4 住宅貸付と在宅介護対応住宅貸付を同時に受けた場合、1通の提出で構いません。

注5 在宅介護対応住宅貸付欄の△は、提出の必要がない場合がありますので事前にご相談ください。